

(健Ⅱ201F)

平成31年1月15日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

平成31年度以降の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
の定期接種の対応について

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期接種につきましては、平成26年10月より、原則65歳の者を対象として実施されるとともに、平成30年度までの5年間の経過措置として、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者に対しても、定期接種が実施されております。

今般、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、上記経過措置について、平成31年度から平成35年度までの5年間延長することとされたことを踏まえ、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、情報提供させていただきます。

なお、本件につきましては、本年3月の予防接種法施行令の一部改正により措置される予定であり、一部改正政令および関連通知につきましては、発出され次第、別途ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

平成 31 年度以降の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の
定期接種の対応について（情報提供）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種（以下「定期接種」という。）については、平成 26 年 10 月より、原則 65 歳の者を対象として実施されているところ、平成 26 年時点で既に 65 歳を超えていた者も予防接種を受けることができるよう、平成 30 年度までの 5 年間の経過措置として、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に対し、肺炎球菌感染症に係る定期接種を実施しているところです。

今般、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間、引き続き、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を定期接種の対象とすることとされました。

については、平成 31 年度以降の肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期接種に関し、以下のとおり留意事項等をまとめましたので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会における 審議結果について

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、高齢者肺炎球菌感染症の定期接種については、接種率の視点、疾病重篤度の視点、制度の周知に関する視点、接種記録の視点から総合的に検討が行われた結果、これまで接種を受けていない者への接種機会を引き続き提供するため、定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上のための周知啓発に取

り組む必要があるとされた。なお、接種記録の在り方については、肺炎球菌感染症以外の疾病を含め、また、他の診療記録等との関係も踏まえ、今後丁寧に検討を行うことが必要と結論づけられた。

2. 平成31年度から平成35年度までの定期接種の対応について

(1) 対象者及び接種方法について

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、高齢者肺炎球菌感染症の定期接種の対象者については、次に掲げる者とする予定である。なお、使用ワクチン及び接種回数は従前と同様、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを使用し、1回行うこと。

ア 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(2) 対象者から除外される者

従前と同様、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条第1号及び第8号の規定により、これまでに高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。したがって、高齢者肺炎球菌感染症の定期接種を行うに当たっては、予診票により当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。

また、平成26年度から平成30年度の間に既に定期接種として高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けた者についても、同様に当該予防接種を定期接種として受けることはできないことから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第6条の規定による周知を行うにあたっては、予防接種台帳等を活用し、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行うこと。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努めること。

3. 接種率向上のための取り組みについて

予防接種基本方針部会における審議結果を踏まえ、引き続き定期接種の対象者を拡大すること等について周知啓発を行うとともに、予防接種を受けやすい環境の整備を行い、接種率向上に取り組むこと。周知啓発にあたっては、高齢者肺炎球菌感染症について、接種機会は1回のみであること、平成31年度から平成35年度までの5年間に1年間のみ定期接種の対象となること等、制度趣旨についても御理解いただけるよう留意すること。

4. 予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布時期等について

今般の対象者の拡大については、予防接種法施行令の一部改正により措置される予定であり、一部改正政令は3月に公布予定であること。当該一部改正政令の公布及び施行、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」の一部改正等については、別途通知予定であること。なお、予防接種法施行令の一部を改正する政令（案）については、1月11日よりパブリックコメントを行っているので、ご確認いただきたい（下記URL参照）。

（URL：<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180312&Mode=0>）